

○内閣府令第九十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第四章 略」</p> <p>第五章 運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の九）</p> <p>「第六章く第九章 略」</p> <p>附則</p> <p>（高齢運転者等標章の様式等）</p> <p>第六条の三の四 「略」</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならぬ。この場合において、法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報（同条第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>一 運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード</p> <p>「二・三 略」</p> <p>3 「略」</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第四章 同上」</p> <p>第五章 運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の四）</p> <p>「第六章く第九章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（高齢運転者等標章の様式等）</p> <p>第六条の三の四 「同上」</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならぬ。</p> <p>一 運転免許証（以下「免許証」という。）</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条 「同上」</p>

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）しなければならぬ。

「一〇八 略」

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

十 「略」

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

2 「同上」

「一〇八 同上」

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

十 「同上」

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

「項を加える。」

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると

きは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならぬ。

一 令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証又は免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）

（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けることができなかつた者（免許証（仮免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）及び免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）のいずれをも受けることができなかつた者）で、法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同表の備考一のハに規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるものやむを得ない理由を証するに足る書類

二 かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けることができなかつたこと（免許証（仮免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の更新及び免許情報記録の更新のいずれをも受けることができなかつたこと）がある者で、当該

第十八条 「同上」

一 令第三十三条の六の二に規定するやむを得ない理由（以下この項において「やむを得ない理由」という。）により法第百一条第一項に規定する免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けることができなかつた者で、法第九十五条の二第二項に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は同項に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）となるものやむを得ない理由を証するに足る書類

二 かつてやむを得ない理由により法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けることができなかつたことがある者で、当該免許及びその次に受けた免許について法第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請

更新を受けることができなかつた結果法第五十五条の規定により効力を失つた免許及びその次に受けた免許について法第九十五条の六第一項の表の備考四の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるもの（当該次の免許を受けた際の免許申請書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔三・四 略〕

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 略〕

2 「略」

（限定解除審査の申請の手續）

第十八条の五 法第九十一条の規定により運転することができ自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免情報記録された免情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。この場合において、免情報記

書に前号の規定により同号に定める書類を添付した者を除く。）やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔三・四 同上〕

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第五十五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 同上〕

2 「同上」

（限定解除審査の申請の手續）

第十八条の五 法第九十一条の規定により運転することができ自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、その者の住所を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第十三の五の限定解除審査申請書を提出しなければならない。

録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(申請により付与又は変更する免許の条件等)

第十八条の六 「略」

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の付与又は変更の申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード(その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード)を提示し、かつ、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(免許証の記載事項の変更の届出の手続)

第二十条 法第九十四条第一項(法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2 「略」

3 第一項の届出をしようとする者が、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有し、かつ、住所又は氏名を変更したものであるときは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載

(申請により付与又は変更する免許の条件等)

第十八条の六 「同上」

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

(免許証の記載事項の変更の届出の手続)

第二十条 法第九十四条第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2 「同上」

「項を加える。」

された免許情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会をいう。第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。）が必要と認める場合には、住民票の写し。第二十一条の十二第一号において同じ。）を提示しなければならない。

（免許証の再交付の申請）

第二十一条 「1・2 略」

3|| 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付（仮免許に係る免許証の再交付を除く。第五項において同じ。）を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、次条第一項の規定にかかわらず、前項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

4|| 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

5|| 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

6|| 第二項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安

（免許証の再交付の申請）

第二十一条 「1・2 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

3|| 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委

委員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

「一〇三 略」

（特定免許情報の記録の申請）

第二十一条の二 法第九十五条の二第一項に規定する特定免許情報の記録の申請は、別記様式第十七の二の特定免許情報記録申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

一 個人番号カード

二 免許証を有する者にあつては、その者が現に受けている免許に係る免許証

3 第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4 第一項の申請に基づき法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受ける際、同条第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

5 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

（特定免許情報）

員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

「一〇三 同上」

「条を加える。」

第二十一条の三 法第九十五条の二第二項第五号の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項とする。

(特定免許情報の記録)

第二十一条の四 法第九十五条の二第三項の規定による記録は、同条第二項第一号から第四号まで及び前条に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする。

2 法第九十五条の二第三項第二号の内閣府令で定める事情は、同条第一項の規定による申請を行った者の個人番号カードについての次に掲げる事情とする。

一 個人番号カードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失っていること。

二 個人番号カードの区分部分(番号利用法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないこと。

三 個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること。

四 前三号に掲げるもののほか、個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができないと公安委員会が認める事情があること。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許証の返納)

「条を加える。」

「条を加える。」

第二十一条の五 法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返

「条を加える。」

納しようとする者は、別様式第十七の三の運転免許証返納届を提出しなければならない。この場合においては、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請)

第二十一条の六 免許を現に受けていない者が、法第九十五条の二

「条を加える。」

第五項の規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該申請を行う旨を記載して行うものとする。この場合において、当該申請を行うおうとする者は、第十七条第二項第九号の規定にかかわらず、個人番号カードを提示しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

(免許情報記録の効力)

第二十一条の七 法第九十五条の二第九項に規定するもののほか、

「条を加える。」

番号利用法に基づく命令の規定による個人番号カードの失効は、当該失効後に交付された個人番号カードの区分部分に特定免許情

報の記録を受けるまでの間、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る免許情報記録の抹消)

第二十一条の八 法第九十五条の第二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、別記様式第十七の四の免許情報記録抹消届を提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請)

第二十一条の九 法第九十五条の第二十一項に規定する免許証の交付の申請は、別記様式第十七の五の運転免許証交付申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して、当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4 法第九十五条の第二十一項の規定による免許証の交付を受ける際に同条第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の

「条を加える。」

「条を加える。」

交付等)

第二十一条の十 免許（仮免許を除く。以下この項及び第三項において同じ。）を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。

2 前項の申請に併せて法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、前条第一項の規定にかかわらず、免許申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項

「条を加える。」

の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、免許申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

6 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第九十二条第二項の規定により異なる種類の免許に係る免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、免許申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許情報記録の書換え)

第二十一条の十一 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定により免許情報記録の書換えを受けようとする者から免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の手續)

第二十一条の十二 法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に

「条を加える。」

「条を加える。」

該当する者にあつては、同条第一項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

一 住所又は氏名を変更した者 変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード

二 本籍（外国人にあつては、国籍等）を変更した者 住民票の写し

第二十一条の十三 法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書であつて、同法第十五条第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

二 前号の個人番号カード用署名用電子証明書又は同号に規定する者の移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書であつて、同法第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。）を同号の措置を講じた者の使用に係る電

「条を加える。」

子計算機から情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）により電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

三 前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の第三項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

第二十一条の十四 法第九十五条の五第三項第二号の内閣府令で定める措置は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の公的個人認証法第十八条第三項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百十号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第三十五条の二第四項に規定する有効期間が満了しておらず、かつ、同条第五項の規定により取り消されていないもの）に限り、当該同意に関する情報（同条第一項に規定する情報をいう。以下この条において同じ。）が法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の規定により届け出なければならない事情があるときに送信され

「条を加える。」

たものを除く。以下この条及び第三十条の十五第三項において「同意」という。）をしていることとする。ただし、第二号の方法による場合には、あらかじめ前条第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

二 個人番号カード用署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

2 前項の規定により送信された個人番号カード用署名用電子証明書が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該各号に定めるときから適用する。この場合において、同項の規定が適用されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十六の届出書を提出することを要しない。

一 公的個人認証法第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる規定により効力を失った場合 同法第三条第六項の規定に基づく個人番号カード用署名電子証明書の発行を受けたとき。

二 公的個人認証法第十五条第一項第五号の規定により効力を失った場合 公的個人認証法施行規則第三十五条の二第四項に規定する同意の有効期間の満了前に前項各号のいずれかに規定する方法により効力を失っていない個人番号カード用署名電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則についての通報事項)

第二十一条の十五 法第九十五条の五第四項第一号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別

二 免許情報記録の番号

三 変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日

四 提供を受けた年月日

2 法第九十五条の五第四項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五条の五第三項第二号に規定する措置が開始され、又は終了した者の生年月日及び性別

二 免許情報記録の番号

三 第一号の措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日

「条を加える。」

(免許情報記録に係る個人番号カードの取扱い)

第二十一条の十六 公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、特定免許情報を個人番号カードの区分部分に記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、若しくは抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

(仮免許による運転練習)

第二十一条の十七 「略」

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一条の十八 「略」

(運転免許試験成績証明書)

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

「一・二 略」

(再試験通知書)

第二十八条の三 法第百条の二第四項に規定する書面(以下「再試験通知書」という。)の様式は、別記様式第十七の六の二の二のりとする。

2 「略」

(再試験受験申込書)

第二十八条の四 法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の七のとおりとする。

「条を加える。」

(仮免許による運転練習)

第二十一条の二 「同上」

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一条の三 「同上」

(運転免許試験成績証明書)

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の二の二の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

「一・二 同上」

(再試験通知書)

第二十八条の三 法第百条の二第四項に規定する書面(以下「再試験通知書」という。)の様式は、別記様式第十七の二の二のりとする。

2 「同上」

(再試験受験申込書)

第二十八条の四 法第百条の二第五項の内閣府令で定める再試験受験申込書の様式は、別記様式第十七の三のとおりとする。

2 前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号（再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあっては、第二号）に掲げる書類を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一 再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）

二 「略」

3 「略」

（試験移送通知書の様式）

第二十八条の五 法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の八のとおりとする。

（免許証等の更新の申請等）

第二十九条 法第百一条第一項の更新申請書（以下この条、第二十九條の二の二及び第二十九條の二の三の二において「更新申請書」という。）の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2 法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報

2 前項の様式の再試験受験申込書には、次の各号（再試験を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあっては、第二号）に掲げる書類を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

一 再試験を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二 「同上」

3 「同上」

（試験移送通知書の様式）

第二十八条の五 法第百条の三第一項の内閣府令で定める試験移送通知書の様式は、別記様式第十七の四のとおりとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 法第百一条第一項の更新申請書（以下この条及び第二十九條の二の二において「更新申請書」という。）の様式は、別記様式第十八のとおりとする。

2 法第百一条第一項に規定する免許証の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、更新申請者が免許の

が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔3〕8 略〕

9〕 法第百一条第六項後段の内閣府令で定める場合は、法第百一条の二の二第三項の申出をした者について、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合とする。

10〕 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する更新申請者が、法第百一条第七項の規定により免許証の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けようとするときは、第二項本文の規定にかかわらず、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第二十九条の二 〔略〕

2 法第百一条の二第一項に規定する更新期間前における免許証等の更新を受けようとする者（以下「特例更新申請者」という。）は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当

効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔3〕8 同上〕

9〕 法第百一条第一項に規定する免許証の更新は、更新申請者が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。

〔項を加える。〕

第二十九条の二 〔同上〕

2 法第百一条の二第一項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者（以下「特例更新申請者」という。）は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現

該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、特例更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔3く6 略〕

7 前条第十項の規定は、特例更新申請者について準用する。この場合において、同項中「更新申請者」とあるのは「特例更新申請者」と、「法第一百一条第七項」とあるのは「法第一百一条の二第五項」と読み替えるものとする。

第二十九条の二の二 法第一百一条の二の二第一項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する經由地公安委員会を經由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の經由申請書を当該經由地公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、第二十九条第二項又は第十項に規定するもののほか、法第一百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載したものに限る。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を前項の經由地公安委員会に提示しなければならない。

に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔3く6 同上〕

7 前条第九項の規定は、第二項の免許証の更新について準用する。

第二十九条の二の二 法第一百一条の二の二第一項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する經由地公安委員会を經由して行おうとする者は、第二十九条第三項から第五項までに規定するもののほか、別記様式第十八の三の經由申請書を当該經由地公安委員会に提出しなければならない。この場合において、同条第二項に規定するもののほか、法第一百一条第三項に規定する書面（その者が更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載したものに限る。）又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示しなければならない。

2 法第一百一条の二の二第三項に規定する書面の様式は、別記様式第十八の四のとおりとする。

3|| 法第百一条の二の二第三項の申出は、更新申請書に法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとする。

4|| 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二の二第七項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

第二十九条の二の三 法第百一条の四第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証等の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証

「項を加える。」

3|| 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）

は、法第百一条の二の二第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

第二十九条の二の三 「同上」

一 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証

等の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

合  
(更新された免許証の交付等)

第二十九条の二の三の二 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該記録を受けようとする旨を記載して行うものとする。

2 前項の申請に併せて法第百一条の四の二第二項の申出をしようとするときは、前項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

3 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、更新申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の

の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

「条を加える。」

規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、更新申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

6 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第一項の規定により更新された免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、更新申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

7 免許情報記録の有効期間の更新の申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法第百一条の四の二第三項の規定による当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

8 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第百一条の四の二第四項の規定により經由地公安委員会に免許証を返納するときは、更新申請書及び經由申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならない。

(報告徴収の方法)

第二十九条の二の四 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものと

(報告徴収の方法)

第二十九条の二の四 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものと

する。

(臨時認知機能検査)

第二十九条の二の五 「略」

2 法第百一条の七第二項に規定する書面(次項において「臨時認知機能検査通知書」という。)の様式は、別記様式第十八の五のとおりとする。

〔3・4 略〕

(臨時高齢者講習)

第二十九条の二の六 法第百一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 「略」

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 「略」

ロ 現に受けている免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の一年前の日(ハにおいて「特定日」という。)以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

〔ハ〜ヘ 略〕

2 法第百一条の七第五項に規定する書面(次項において「臨時高齢者講習通知書」という。)の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

〔3・4 略〕

(仮停止通知書の様式)

第三十条の二 法第百三条の二第五項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

する。

(臨時認知機能検査)

第二十九条の二の五 「同上」

2 法第百一条の七第二項に規定する書面(次項において「臨時認知機能検査通知書」という。)の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

〔3・4 同上〕

(臨時高齢者講習)

第二十九条の二の六 「同上」

一 「同上」

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 「同上」

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の一年前の日(ハにおいて「特定日」という。)以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

〔ハ〜ヘ 同上〕

2 法第百一条の七第五項に規定する書面(次項において「臨時高齢者講習通知書」という。)の様式は、別記様式第十八の七のとおりとする。

〔3・4 同上〕

(仮停止通知書の様式)

第三十条の二 法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮停止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

「条を削る。」

「条を削る。」

(公安委員会への通知)

第三十条の六 法第百四条の三第三項の規定による通知は、別記様式第十九の三の六の通知書を送付して行うものとする。

(取消しの申請等)

第三十条の七 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の七の申請書を提出して行うものとする。

(免許証の提出)

第三十条の六 法第百四条の三第三項の規定により免許証の提出を求め、これを保管するときは、前条の命令に係る者に対し、同項の規定の趣旨を説明するものとする。

(保管証)

第三十条の七 法第百四条の三第三項の保管証(以下この条において「保管証」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 保管証の有効期限
- 二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安委員会
- 三 免許の種類及びその免許に付されている条件
- 四 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- 五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

2 保管証の様式は、別記様式第十九の三の六のとおりとする。

(公安委員会への通知)

第三十条の八 法第百四条の三第四項の規定による通知は、別記様式第十九の三の七の通知書を送付して行うものとする。

(取消しの申請等)

第三十条の九 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、別記様式第十九の三の八の申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3 法第百四条の四第一項後段の申出は、第一項の申請書に受けた他の免許の種類を記載して行うものとする。

4 「略」

5 公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の八の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）

第三十条の八 運転経歴証明書（法第百五条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付若しくは運転経歴情報（同条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録又はその双方の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとする。

2 前項の運転経歴証明書交付等申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

3 第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当

「項を加える。」

2 法第百四条の四第一項後段の申出は、前項の申請書に受けた他の免許の種類を記載して行うものとする。

3 「同上」

4 公安委員会は、法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の三の九の通知書により通知するものとする。

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十 法第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

2 前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

3 第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所

該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。

一 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者 住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類

二 運転経歴情報記録個人番号カードを有する者であつて運転経歴証明書の交付の申請をする者 運転経歴情報記録個人番号カード

三 運転経歴情報の記録の申請をする者 個人番号カード  
(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の九 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 「略」

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

「三〇五 略」

2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の九のとおりとする。

「3・4 略」

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

「各号を加える。」

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 「同上」

一 「同上」

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

「三〇五 同上」

2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

「3・4 同上」

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第三十条の十 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

〔2・3 略〕

4 第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。）を提示しなければならない。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十一 「略」

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十二 「略」

2 運転経歴証明書を有する者は、法第五十五条の二第四項の規定により運転経歴情報の記録を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

3 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に前項の

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三 「同上」

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十四 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

(運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項)

第三十条の十三 運転経歴情報記録個人番号カードには、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 運転経歴情報記録(個人番号カードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号
- 二 運転経歴情報の記録を受けた者が法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類
- 三 運転経歴情報の記録年月日
- 四 運転経歴情報の記録を受けた者が法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前五年間の自動車等の運転に関する経歴
- 五 運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項

(運転経歴情報の記録等)

第三十条の十四 法第百五条の二第三項の規定による申請を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号に掲げるいずれかの事情がある場合を除き、法第百五条の二第三項に規定する運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

2 法第百五条の二第四項の規定による記録は、前条各号に掲げる事項を個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録して

「条を加える。」

「条を加える。」

行うものとする。

(運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出)

第三十条の十五 運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。この場合において、当該届出をしようとする者は、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

3 第一項の者が、国家公安委員会に対し、公的個人認証法第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として第二十一条の十四第一項各号のいずれかに規定する方法により同意をしているときは、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しない。

4 第二十一条の十四の規定(同条第一項ただし書に係る部分を除く。)は、第一項の者であつて前項の同意をしていないものが、第一項の規定にかかわらず、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととされるために講ずる措置(以下この条において「同意措置」という。)について準用する。  
。この場合において、第二十一条の十四第一項第一号中「法第九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報

「条を加える。」

記録個人番号カード」と、同項第二号中「法第九十五条の五第三項第二号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、同条第二項中「法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「第二十条第一項」とあるのは「同条第二項」と、「別記様式第十六の」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項各号に規定する方法により同意措置を講じている者は、法第九十五の五第三項の規定の適用については、同項第二号の措置を講じている者とみなす。

6 前二項の場合において、第四項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項第二号に規定する方法により同意措置を講じようとするときは、あらかじめ第二十一条の十三第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、同条第一号中「法第九十五条の五第三項第一号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」とする。

（運転経歴情報の抹消）

第三十条の十六 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納

「条を加える。」

した場合は、この限りでない。

2 運転経歴情報の記録を受けた者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができる。

(運転経歴情報に係る個人番号カードの取扱い)

第三十条の十七 公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

第三十一条の三 法第六六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事	項
法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。	「一・二 略」	三 免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交付年月日及び特定免許情報の記録年月日）及び免許証又は免許情報記録の番号（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証及

「条を加える。」

第三十一条の三 「同上」

報告する場合	事	項
法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。	「一・二 同上」	三 免許証の交付年月日及び免許証番号

	<p>免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。</p>	<p>法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。</p>	<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九</p>
<p>び免許情報記録の番号。以下この表において「免許証等番号」という。） 〔四〇六 略〕</p>	<p>〔一・二 略〕 三 免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日若しくは免許情報記録の書換年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交付年月日及び特定免許情報の記録年月日又は免許情報記録の書換年月日。以下この表において「免許証の交付年月日等」という。）及び免許証等番号 〔四〇六 略〕</p>	<p>〔一・二 略〕 三 免許証の交付年月日等及び免許証等番号 四 〔略〕</p>	<p>一 〔略〕 二 免許証等番号 〔三・四 略〕</p>

	<p>免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。</p>	<p>法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたとき。</p>	<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九</p>
<p>〔四〇六 同上〕</p>	<p>〔一・二 同上〕 三 免許証の交付年月日及び免許証番号 〔四〇六 同上〕</p>	<p>〔一・二 同上〕 三 免許証の交付年月日及び免許証番号 四 〔同上〕</p>	<p>一 〔同上〕 二 免許証番号 〔三・四 同上〕</p>

<p>十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。</p>	<p>法第九十四条第一項 （法第九十五条の五 第二項の規定により 読み替えて適用する 場合を含む。）の規 定による届出を受け たとき。</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による免許証 の再交付をしたとき 。</p> <p>法第九十五条の第二 三項の規定により特 定免許情報の記録を したとき（法第九十 条第一項本文又は第 百四条の四第三項の</p>
	<p>一 「略」 二 免許証等番号 「三・四 略」</p>	<p>一 免許証の再交付を受けた者の生年 月日及び性別 二 免許証の再交付年月日及び免許証 番号 一 特定免許情報の記録を受けた者の 生年月日及び性別 二 免許証等番号 三 特定免許情報の記録年月日</p>

<p>十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。</p>	<p>法第九十四条第一項 の規定による届出を 受けたとき。</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による免許証 の再交付をしたとき 。</p>
	<p>一 「同上」 二 免許証番号 「三・四 同上」</p>	<p>一 免許証の再交付を受けた者の生年 月日及び性別 二 免許証の再交付年月日及び免許証 番号</p>

<p>規定により免許を与えた場合及び法第百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をした場合において行つたときを除く。)</p>	<p>法第九十五条の二第四項の規定により免許証の返納を受けたとき。</p>	<p>法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消をしたとき。</p>	<p>法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付をしたとき。</p>
<p>一 免許証を返納した者の生年月日及び性別 二 免許情報記録の番号 三 返納を受けた免許証に係る免許証番号 四 免許証の返納を受けた年月日</p>	<p>一 免許情報記録の抹消を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証番号 三 抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号 四 免許情報記録の抹消年月日</p>	<p>一 免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証等番号 三 免許証の交付年月日</p>	<p>一 免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別 二 免許証等番号 三 免許証の交付年月日</p>

<p> </p>	<p> </p>
----------	----------

法第百五条の二第四	法第百五条の二第二項の規定により運転経歴証明書を交付したとき。	法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をしたとき。
一 運転経歴情報の記録を受けた者の	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 運転経歴証明書の交付を受けた日</p> <p>三 運転経歴証明書の交付年月日</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日</p> <p>四 「略」</p>	<p>一 免許証等の更新を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 免許証の交付年月日等及び免許証等番号</p> <p>三 法第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日</p> <p>四 「略」</p>

法第百五条の二第四	法第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付したとき	法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき
三 運転経歴証明書の交付年月日	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 運転経歴証明書の交付を受けた日</p> <p>三 運転経歴証明書の交付年月日</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日</p> <p>四 「同上」</p>	<p>一 免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 免許証の交付年月日及び免許証番号</p> <p>三 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日</p> <p>四 「同上」</p>

<p>項の規定により運転 経歴情報の記録をし たとき。</p>	<p>生年月日及び性別 二 運転経歴情報の記録を受けた日前 の直前に受けていた免許に係る免許 証等番号 三 運転経歴情報の記録年月日</p>
<p>法第九十条第一項た だし書、第二項、第 五項、第六項、第九 項、第十項若しくは 第十二項、第九十七 条の三第三項、第百 三条第一項、第二項 、第四項、第七項、 第八項若しくは第十 項、第百三条の二第 一項、第百四条の二 の二第一項、第二項 若しくは第四項、第 百四条の二の三第一 項若しくは第三項、 同条第五項において 準用する法第百三条 第四項又は法第百四 条の二の四第一項、</p>	<p>「一・二 略」 三 免許を現に受けている者にあつて は、<u>免許証等番号</u> 四 免許を受けていたことがある者に あつては、その者が当該処分を受け た日前の直前に受けていた免許に係 る<u>免許証等番号</u> 「五〇七 略」</p>
<p>法第九十条第一項た だし書、第二項、第 五項、第六項、第九 項、第十項若しくは 第十二項、第九十七 条の三第三項、第百 三条第一項、第二項 、第四項、第七項、 第八項若しくは第十 項、第百三条の二第 一項、第百四条の二 の二第一項、第二項 若しくは第四項、第 百四条の二の三第一 項若しくは第三項、 同条第五項において 準用する法第百三条 第四項又は法第百四 条の二の四第一項、</p>	<p>「一・二 同上」 三 免許を現に受けている者にあつて は、<u>免許証番号</u> 四 免許を受けていたことがある者に あつては、その者が当該処分を受け た日前の直前に受けていた免許に係 る<u>免許証番号</u> 「五〇七 同上」</p>

<p>第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>法第九十条第八項又は第三百三条第六項の規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 処分に係る免許の種類及び免許証等番号</p> <p>三 「略」</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 「略」</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 「略」</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>四 「略」</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者に</p>

<p>第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>法第九十条第八項又は第三百三条第六項の規定による命令をしたとき。</p>	<p>法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>
<p>一 「同上」</p> <p>二 処分に係る免許の種類及び免許証番号</p> <p>三 「同上」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 「同上」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 「同上」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 「同上」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者に</p>

	<p>法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>あつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 〔四・五 略〕</p>	<p>一 〔略〕 二 再試験に係る免許の種類及び免許証等番号 三 〔略〕</p>	<p>一 〔略〕 二 法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は</p>

	<p>法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。</p>	<p>法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>
<p>あつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 〔四・五 同上〕</p>	<p>一 〔同上〕 二 再試験に係る免許の種類及び免許証番号 三 〔同上〕</p>	<p>一 〔同上〕 二 法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は</p>

<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>失効した免許に係る免許証等番号 四 〔略〕</p> <p>一 〔略〕 二 初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証等番号 三 〔略〕</p>
<p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>一 〔略〕 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証等番号 四 〔略〕</p>
<p>法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>一 〔略〕 二 免許証等番号 三 〔略〕</p> <p>一 〔略〕 二 免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証等番号</p>

<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>失効した免許に係る免許証番号 四 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕 二 初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証番号 三 〔同上〕</p>
<p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>一 〔同上〕 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号 四 〔同上〕</p>
<p>法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>一 〔同上〕 二 免許証番号 三 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕 二 免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証番号</p>

	<p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>〔四〇五 略〕</p>	<p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号</p> <p>〔四〇五 略〕</p>
--	--	-----------------------------	---	-------------------------	---

第三十一条の四の二 免許を現に受けている者のうち当該免許につ

(他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録

	<p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>	<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>〔四〇五 同上〕</p>	<p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事故を起こした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>〔四〇五 同上〕</p>
--	--	-----------------------------	---	-------------------------	---

「条を加える。」

---

いて免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）に係る免許証の交付を除く。）を受けるときは、法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請については、第二十一条の二第三項の規定は適用しない。

2 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第二十一条の二第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が、法第百六条の三第二項の規定により免許証の交付（法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許証の交付に限る。）を受けるときは、法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該記録を受けようとする旨を記載して行うものとする。

4 前項の記録を受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、前項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

---

5 第三項の申請に併せて法第六六条の三第三項において準用する法第九十五条の二第六項の申出をしようとするときは、第三項の申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとする。

(他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付)

第三十一条の四の三 免許（仮免許を除く。第三項において同じ。

）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第六六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（法第四百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えを除く。）を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交付の申請については、第二十一条の九第三項の規定は適用しない。

2 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二第十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第二十一条の九第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

3 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、法第六六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（法第四百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに限る。）を受ける際に法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとするときは、当該交

「条を加える。」

付の申請は、第二十一条の九第一項の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に当該交付を受ける旨を記載して行うものとする。

4 前項の交付を受ける際に法第九十五条の二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、前項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則)

第三十一条の四の四 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者(法第四条の四第二項の規定により免許を取り消された者のうち、なお他の種類の免許(同条第三項の規定により与えられる免許を含む。)を受けているものに限る。次項において同じ。)が、法第六十六条の三第二項の規定により免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二十項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとするときは、第二十一条の八の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載するものとする。

2 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、法第六十六条の四第二項の規定により免許情報記録の書換えを受ける際に法第九十五条の二第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、第二十一条の五前段の規定にかかわらず、第三十条の七第一項の申請書に免許証を返納する旨を記載するものとする。

(免許を取り消された者が受けている他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え)

「条を加える。」

第三十一条の四の五 法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは

「条を加える。」

第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者であつてなお他の種類の免許（同条第三項の規定により与えられる免許を含む。）を受けているものから法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けるために免許情報記録個人番号カードの提示を受けた公安委員会は、第二十一条の四第二項各号のいずれかの事情がある場合を除き、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第三十一条の四の六 法第百七条に規定する者が、法第九十五条の

「条を加える。」

二第二十一項の規定により免許証の交付を申請しようとするときは、第二十一条の九第二項の規定にかかわらず、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

2 法第百七条に規定する者であつて、住所又は氏名を変更したものが、法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとするときは、第二十一条の十二第一号の規定にかかわらず、第二十条第二項に定めるところにより、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

3 法第百七条に規定する者が、法第百一条第一項又は第百一条の二の二第二項の規定により更新申請書を提出しようとするときは

、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならぬ。

4 法第七十条に規定する者が、法第七十一条の二第一項の規定により特例更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

5 法第七十条の規定により読み替えて適用する法第七十一条の四の二第三項の免許情報記録の更新をした旨を証する書面の様式は、別記様式第十九の四の二のとおりとする。

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の七 「略」

(委託契約書の記載事項)

第三十一条の四の八 「略」

(公示の方法)

第三十一条の四の九 「略」

(自動車教習所の届出)

第三十一条の五 法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の三の届出書を提出して行うものとする。

「2・3 略」

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の二 「同上」

(委託契約書の記載事項)

第三十一条の四の三 「同上」

(公示の方法)

第三十一条の四の四 「同上」

(自動車教習所の届出)

第三十一条の五 法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の二の届出書を提出して行うものとする。

「2・3 同上」

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

第三十七条の五 「略」

2 法第七十条の五第十項において準用する法第三十条の二第五項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

第三十七条の五の二 「1・2 略」

「項を削る。」

「項を削る。」

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

第三十七条の五 「同上」

2 法第七十条の五第十項において準用する法第三十条の二第四項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

第三十七条の五の二 「1・2 同上」

3 第三十条の六の規定は、法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第三項の規定による国際運転免許証等の提出及び保管について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

4 法第七十条の五第十一項において準用する法第四十条の三第三項の保管証(以下この条において「保管証」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 保管証の有効期限
- 二 国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関
- 三 国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類
- 四 国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日
- 五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び

「項を削る。」

3 法第七百七条の五第十一項において準用する法第四百四条の第三項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の三の通知書を送付して行うものとする。

(国外運転免許証交付申請書)

第三十七条の九 「略」

2 前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一 国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード

二 「略」

(講習)

第三十八条 「1 10 略」

11 法第八十条の二第一項第十一号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄

び氏名

5 保管証の様式は、国際運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の三とし、外国運転免許証の保管に係るものについては別記様式第二十二の六の四のとおりとする。

6 法第七百七条の五第十一項において準用する法第四百四条の第三項の規定による通知は、別記様式第二十二の六の五の通知書を送付して行うものとする。

(国外運転免許証交付申請書)

第三十七条の九 「同上」

2 前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付(第一号に掲げるものについては、提示)しなければならない。

一 国外運転免許証の交付を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証

二 「同上」

(講習)

第三十八条 「1 10 同上」

11 「同上」

一 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄

に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等（以下この号において「違反運転者等」という。）のうち同項の表の備考一の二に規定する当該期間が五年未満である者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

〔略〕	第一欄（区分）	第二欄（講習事項）	第三欄（講習方法）	第四欄（時間）
	（）	（項）	（法）	（時間）
	二 一般運転者に対する講習	一 道路交通の現状及び交通事故の実態 二 運転者としての資質の向上に関すること。 三 自動車等の安全な運転に必要な知識	一 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査又は電子計	一 時間

に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十二条の二第一項に規定する違反運転者等（以下この号において「違反運転者等」という。）のうち同項の表の備考一の四に規定する当該期間が五年未満である者に該当するもの（国家公安委員会規則で定める者に限る。）であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

〔同上〕	第一欄（区分）	第二欄（講習事項）	第三欄（講習方法）	第四欄（時間）
	（）	（項）	（法）	（時間）
	二 一般運転者に対する講習	一 道路交通の現状及び交通事故の実態 二 運転者としての資質の向上に関すること。 三 自動車等の安全な運転に必要な知識	一 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるもの	一 時間

[略]		四 自動車等の 運転について 必要な適性
[略]	算機その他の 機器を使用し て行う検査に よるものに基 づく指導を含 むものである こと。	

二 「略」

三 オンライン講習（令第四十三条第一項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習をいう。）を行う場合には、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行うこと。

〔12～18 略〕

（出頭命令書の交付）

第三十八条の六 法第九十九条の規定による命令は、別記様式第二十三の三の出頭命令書を交付して行うものとする。

（特定交通情報提供事業の届出）

第三十八条の八 法第九十九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の届出書を提出して行うものとする。

[同上]		四 自動車等の 運転について 必要な適性
[同上]	に基づく指導 を含むもので あること。	

二 「同上」

〔号を加える。〕

〔12～18 同上〕

（保管証の様式）

第三十八条の六 法第九十九条第一項の保管証の様式は、免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十三とし、国際運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四とし、外国運転免許証の保管に係る保管証については別記様式第二十四の二のとおりとする。

（特定交通情報提供事業の届出）

第三十八条の八 法第九十九条の三第一項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の十日前までに、別記様式第二十四の届出書を提出して行うものとする。

別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書 年 月 日 公安委員会 殿															
住 所															
ふりがな															
氏 名															
生 年 月 日															
電 話 番 号 その他の連絡先															
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 （法第45条の2第1項第1号に該当） <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の2第1項第2号に該当） <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 （法第45条の2第1項第3号に該当）														
免許証の番号又は 免許情報記録の番号	第 _____ 号														
免許の種類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">準</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">甲</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	準	普	大	甲	普	型	型	中	通	二	二	二
大	中	準	普	大	甲	普									
型	型	中	通	二	二	二									
使用する普通自動車の 番号欄に表示されている番号															
摘 要															

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書 年 月 日 公安委員会 殿															
住 所															
ふりがな															
氏 名															
生 年 月 日															
電 話 番 号 その他の連絡先															
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 （法第45条の2第1項第1号に該当） <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の2第1項第2号に該当） <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 （法第45条の2第1項第3号に該当）														
免許証の番号	第 _____ 号 年 月 日 公安委員会交付														
免許の種類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">準</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">甲</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	準	普	大	甲	普	型	型	中	通	二	二	二
大	中	準	普	大	甲	普									
型	型	中	通	二	二	二									
使用する普通自動車の 番号欄に表示されている番号															
摘 要															

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）  
（表）

第 年 月 日
<b>専用場所駐車標章</b>
登録（車両）番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span>
道路交通法第45条の2第1項 <span style="float: right; font-size: small;">第1号 第2号に該当 第3号</span>
 <span style="float: right; margin-left: 100px;">公安委員会 印</span>
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するとき、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

（裏）

（注意事項）

- 1 この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 3 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - (1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - (2) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (3) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- 4 この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号その他の連絡先 \_\_\_\_\_

免許証の番号又は免許情報記録の番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- 備考 1 記号の色彩は緑色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する模様を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）

（表）

第 年 月 日
<b>専用場所駐車標章</b>
登録（車両）番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span>
道路交通法第45条の2第1項 <span style="float: right; font-size: small;">第1号 第2号に該当 第3号</span>
 <span style="float: right; margin-left: 100px;">公安委員会 印</span>
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するとき、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

（裏）

（注意事項）

- 1 この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 3 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - (1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - (2) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (3) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- 4 この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号その他の連絡先 \_\_\_\_\_

免許証の番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- 備考 1 記号の色彩は緑色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する模様を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷台乗車				
年 月 日				
警 察 署 長 殿				
住所 申請者 氏 名				
申請者の免許の種類	免許証番号又は 免許情報記録の番号			
車両の種類	番号標に表示さ れている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重 量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			
運転の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 条 件 _____ 年 月 日 警 察 署 長 殿 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷台乗車				
年 月 日				
警 察 署 長 殿				
住所 申請者 氏 名				
申請者の免許の種類	免許証番号			
車両の種類	番号標に表示さ れている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重 量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			
運転の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 条 件 _____ 年 月 日 警 察 署 長 殿 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第五（第八条の五関係）

制限外牽引の許可申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所 申請者 氏名			
申請者の免許の種類		免許証番号又は 免許情報記録の番号	
牽引する自動車	種類	番号欄に表示さ れている番号	
牽引される車両	種類	台 数	台
牽引の全長	m	運搬品名	
牽引の方法			
牽引の年月日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
牽引の経路	出発地	経由地	目的地
	通行する道路		
第 号 制限外牽引許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 条件 _____ 年 月 日 公安委員会 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第五（第八条の五関係）

制限外牽引の許可申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所 申請者 氏名			
申請者の免許の種類		免許証番号	
牽引する自動車	種類	番号欄に表示さ れている番号	
牽引される車両	種類	台 数	台
牽引の全長	m	運搬品名	
牽引の方法			
牽引の年月日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
牽引の経路	出発地	経由地	目的地
	通行する道路		
第 号 制限外牽引許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 条件 _____ 年 月 日 公安委員会 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十二 (第十七条関係)

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かき書で記載し、又は5号活字で印字すること。
  - 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第3項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
  - 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない場合には「なし」を、それ以外の場合には免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許にのみ有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
  - 4 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
  - 5 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 6 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外の場合は同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 7 現に受けている免許に係る免許証の記載事項(免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日)に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 8 現に受けている免許には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表裏及び裏側を複写すること。
  - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許申請書		年 月 日		
公安委員会 殿				
ふ、か、が、な	氏 名			
生 年 月 日	年 月 日			
受けようとする免許の種類				
試験免除の該当事由				
現に 有 する 物	なし ・ 免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード			
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード			
個人番号カードの効力	有効 ・ 失効			
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有 ・ 無			
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無			
(この線から下には記載しないこと。)				
現に受けている	公安委員会			
	記録等公安委員会の記録等年月日	令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日	
	免許情報記録の番号	号		
	免許の種類	第一種免許	第二種免許	
免許の年月日	年 月 日	昭和 平成 令和	大 特 引 二 二 二	
免許の種類	第一種免許	第二種免許	昭和 平成 令和	大 特 引 二 二 二
免許の条件				

別記様式第十二 (第十七条関係)

運転免許申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
ふ、か、が、な	氏 名		
生 年 月 日	年 月 日		
受けようとする免許の種類			
試験免除の該当事由			
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無		
(この線から下には記載しないこと。)			
免許証の写し	氏名・生年月日		
	本籍・国籍等		
	住 所		
	交 付 年 月 日 まで有効		
免許の条件等	写真		

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かき書で記載し、又は5号活字で印字すること。
  - 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第3項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
  - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表裏及び裏側を複写すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十三（第十八条の二の三関係）

技能検査申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
検査を受けようとする自動車の種類	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----	
免許証の写し	

- 備考 1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十三（第十八条の二の三関係）

技能検査申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
検査を受けようとする自動車の種類	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----	
仮免許証の写し	

- 備考 1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十三の四（第十八条の三関係）

運転免許取消処分通知書	
<p>下記の理由により、あなたの免許を取り消し、<span style="float: right;">年 月 日</span> の効力を から <span style="float: right;">年間を免許を受けることができない期間として指定した</span> 日間停止した <span style="float: right;">ので</span></p> <p>通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間 <span style="float: right;">日間を通算して</span> 年 月 日となります。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 公安委員会 印</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十三の四（第十八条の三関係）

運転免許取消処分通知書	
<p>下記の理由により、あなたの免許を取り消し、<span style="float: right;">年 月 日</span> の効力を から <span style="float: right;">年間を免許を受けることができない期間として指定した</span> 日間停止した <span style="float: right;">ので</span></p> <p>通知します。したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間 <span style="float: right;">日間を通算して</span> 年 月 日となります。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 公安委員会 印</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十三の五（第十八条の五関係）

限定解除審査申請書		年 月 日		
公安委員会 殿				
ふりがな				
氏名				
生年月日	年 月 日			
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件				
免許証の記載事項の変更の有無	有	無		
（この欄から下には記載しないこと。）				
現に受けている免許	記録等公安委員会		公安委員会	
	特定免許情報の記録等年月日	令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日	
	免許情報記録の番号	第 号		
	免許年月日	第一種免許	二種免許	昭和 平成 令和
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普	大 中 普 大 特 二	引 二
	種類	第一種免許	その他	昭和 平成 令和
	第二種免許	年 月 日		
	免許の条件	年 月 日		
	免許の条件	年 月 日		
	免許の条件	年 月 日		

- 備考 1 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十三の五（第十八条の五関係）

限定解除審査申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件		
免許証の記載事項の変更の有無	有	無
（この欄から下には記載しないこと。）		
免許証の写し		

- 備考 1 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十三の六（第十八条の六関係）

運転免許条件申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
付与を受けようとする条件		
変更を受けようとする条件		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
限定解除審査の結果		
現 に 受 け て い る 免 許	記録等公安委員会 公安委員会	
	特定免許情報の記録等年月日	令和 年 月 日 免許情報記録の有効期間の末日
	免許情報記録の番号	第 号
	第一種免許の取得年月日	年 月 日 昭 平 和 和 成 大 引 二
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 二 二 型 型 型 通 特 自 二 特 付 引 二 二 二
	第一種免許の種類	その他 年 月 日 昭 平 和 和 成 大 引 二
	第二種免許	年 月 日 昭 平 和 和 成 大 引 二
	免許の条件	

- 備考 1 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本欄、但し、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 現に受けている免許には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十三の六（第十八条の六関係）

運転免許条件申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
付与を受けようとする条件		
変更を受けようとする条件		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
限定解除審査の結果		
免 許 証 の 写 し		

- 備考 1 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 免許証の写しには、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十六 (第二十条関係)

		運転免許証記載事項変更届		年 月 日		
		公安委員会 殿		届出者氏名		
変更した事項	新	本籍・国籍等		氏名		
		住 所				
旧		本籍・国籍等		氏名		
		住 所				
----- (この線から下には記載しないこと。) -----						
現に受けている免許	記録簿公安委員会		公安委員会			
	特定免許情報の記録等年月日		令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日		
	免許情報記録の番号		第 号			
	免許年月日・種類	第一種免許 二種免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 大特 引二	令和 引二
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 二 二	型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二	年 月 日	昭和 平成 令和	令和 引二
免許の種類	第一種免許 その他	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の種類	第二種免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の種類	仮免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の条件						

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十六 (第二十条関係)

		運転免許証記載事項変更届		年 月 日		
		公安委員会 殿		届出者氏名		
変更した事項	新	本籍・国籍等		氏名		
		住 所				
旧		本籍・国籍等		氏名		
		住 所				
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会			
	交付年月日・番号		年 月 日	有効期間の末日		
	免許証番号		第 号			
	免許年月日・種類	第一種免許 二種免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 大特 引二	令和 引二
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 二 二	型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二	年 月 日	昭和 平成 令和	令和 引二
免許の種類	第一種免許 その他	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の種類	第二種免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の種類	仮免許	年 月 日	昭和 平成 令和	平成 引二	令和 引二	
免許の条件						

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第十七の二（第二十一条の二関係）

公安委員会殿		特定免許情報記録申請書		年 月 日	
氏名・生年月日				年 月 日	
本籍・国籍等					
住所					
免許証の保有の有無		有 ・ 無			
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 手続終了後に有することを希望するもの		免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード			
個人番号カードの効力		有効 ・ 失効			
免許情報記録個人番号カードの 紛失等の事情の有無		有 ・ 無			
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無			
（この線から下には記載しないこと。）					
現に受けている免許					

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 免許証の保有の有無欄は、免許証を有する場合には「有」を、免許証を有さない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
- 5 個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
- 6 現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外のときは同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 7 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 8 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第十七の三（第二十一条の五関係）

運転免許証返納届										
公安委員会 殿					年	月	日			
ふりがな										
氏名										
生年月日			年		月		日			
有 ・ 無										
（この欄から下には記載しないこと。）										
現 に 受 け て い る 免 許	記録等公安委員会									
	特定免許情報の記録等年月日				令和 年 月 日		免許情報記録の有効期間の末日			
	免許情報記録の番号									
	免許の種類		第一種 二・小原					昭和 平成 令和		大 特 引
	免許の年月日・種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引					昭和 平成 令和		大 特 引
免許の条件										

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
- 3 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」



別記様式第十七の五（第二十一条の九関係）

運転免許証交付申請書												
公安委員会 願										年 月 日		
氏名・生年月日				年 月 日								
本籍・国籍等												
住所												
免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード												
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄に												
有 ・ 無												
免許証の記載事項の変更の有無												
（この欄から下には記載しないこと。）												
現 に 受 け て い る 免 許	記録等公安委員会 公安委員会											
	特定免許情報の記録等年月日				令和 年 月 日							
	免許情報記録の番号				第 号							
	免許の種類		第一種 二小原						年 月 日		昭 平 和 和 成 二	
	免許の種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 二		型 型 通 特 二		年 月 日		昭 平 和 和 成 二			
	第一種 免許		その他						年 月 日		昭 平 和 和 成 二	
	第二種 免許		年 月 日						昭 平 和 和 成 二			
	免許の条件											

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かき書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
- 4 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 5 現に受けている免許欄には、免許情報記録の番号、免許年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第十七の六（第二十八条関係）

第 号	
運転免許試験成績証明書	
写 真	
押出し スタンプ	住 所
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った	
技能試験 免許に係る運転免許試験のうち学科試験において、道路交通 技能試験及び学科試験	
法施行規則第27条に定める基準に達する成績を得た者であることを証明する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十七の二（第二十八条関係）

第 号	
運転免許試験成績証明書	
写 真	
押出し スタンプ	住 所
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った	
技能試験 免許に係る運転免許試験のうち学科試験において、道路交通 技能試験及び学科試験	
法施行規則第27条に定める基準に達する成績を得た者であることを証明する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十七の六の二 (第二十八条の三関係)

再 試 験 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

道路交通法第100条の2第1項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

再試験を行う理由	
再試験に係る免許の種類	
再試験の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十七の二の二 (第二十八条の三関係)

再 試 験 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

道路交通法第100条の2第1項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

再試験を行う理由	
再試験に係る免許の種類	
再試験の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。



別記様式第十七の八（第二十八条の五関係）

試験移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

道路交通法第100条の3第1項の規定により、下記の者について試験移送通知書を送付する。

初心運転者期間の経過時における住所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
再試験に係る免許の種類	
再試験を行う理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第十七の四（第二十八条の五関係）

試験移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

道路交通法第100条の3第1項の規定により、下記の者について試験移送通知書を送付する。

初心運転者期間の経過時における住所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
再試験に係る免許の種類	
再試験を行う理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第十八 (第二十九条関係)

- 備考 1 氏名及び生年月日は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものは、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
- 3 免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものは、免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものを○で囲むこと。ただし、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄のうち免許情報記録個人番号カードを○で囲んだ場合において、手続終了後に更新された免許証のみを有することを希望する者は「免許証」を、手続終了後に更新された免許証及び更新された免許情報記録に係る免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者は、「免許証」及び「免許情報記録個人番号カード」を、それぞれ○で囲むこと。
- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものは、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
- 5 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
- 6 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外の場合は同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 7 法第101条の4の2第3項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受けることを希望する場合には經由地公安委員会における免許情報記録書換えの希望の有無欄の「有」を、当該希望を有しない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 8 法第101条の4の2第4項の規定により經由地公安委員会に免許証を返納することを希望する場合には經由地公安委員会への免許証の返納の有無欄の「有」を、希望しない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 9 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 10 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許証等更新申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
ふりがな	が	な	
氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	免許証	・	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	免許証	・	免許情報記録
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	免許証	・	免許情報記録個人番号カード
個人番号カードの効力	有効	・	失効
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有	・	無
經由地公安委員会における免許情報記録の書換えの有無	有	・	無
經由地公安委員会への免許証の返納の有無	有	・	無
免許証の記載事項の変更の有無	有	・	無
(この欄から下には記載しないこと。)			
適性検査の結果			
現に受けている免許	記録等公安委員会		
	特定免許情報の記録等年月日	令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日
	免許情報記録の番号	号	
	免許の種類	年 月 日	昭和 平成 令和
免許の条件	第一種免許	年 月 日	昭和 平成 令和
	第二種免許	年 月 日	昭和 平成 令和

別記様式第十八 (第二十九条関係)

運転免許証更新申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
ふりがな	が	な	
氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無	有	・	無
(この欄から下には記載しないこと。)			
適性検査の結果			
免許証の写し	氏名・生年月日		
	本籍・国籍等		
	住所		
	交付年月日		
免許の条件等	年 月 日まで有効		写真

- 備考 1 氏名及び生年月日は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かき書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものは、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
- 3 免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものは、免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するものを○で囲むこと。ただし、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄のうち免許情報記録個人番号カードを○で囲んだ場合において、手続終了後に免許証のみを有することを希望する者は「免許証」を、手続終了後に免許証及び免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者は、「免許証」及び「免許情報記録個人番号カード」を、それぞれ○で囲むこと。
- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものは、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
- 5 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
- 6 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外の場合は同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 7 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 8 現に受けている免許には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

特別更新申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
ふ	り	が	な
氏 名			
生	年	月	日
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの		免許証	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録のうちその有効期間を更新するもの		免許証	免許情報記録
特定免許情報記録の記録又は免許情報記録の書換えの申請を行うもの		免許証	免許情報記録個人番号カード
個人番号カードの有効		有効	失効
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無		有	無
免許証の記載事項の変更の有無		有	無
(この欄から下には記載しないこと。)			
適性検査の結果			
現に受けている	記録等公安委員会		
	公安委員会		
い	特定免許情報の記録の年月日	令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日
	免許情報記録の番号	第 号	
る	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
先	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
許	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
月	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
日	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
・	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
権	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
限	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
の	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
条	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成
件	免許の第一種	年 月 日	昭和 平成
	免許の第二種	年 月 日	昭和 平成

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

特別更新申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
ふ	り	が	な
氏 名			
生	年	月	日
免許証の記載事項の変更の有無		有	無
(この欄から下には記載しないこと。)			
適性検査の結果			
免許証の写し	氏名・生年月日		
	本籍・国籍等		
氏名・生年月日	住所		
	交付		
本籍・国籍等	年 月 日		写真
	年 月 日まで有効		
住所	免許の条件等		
交付			
年 月 日			
日まで有効			
写真			
免許の条件等			

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かき書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八の三（第二十九条の二の二関係）

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
  - 2 法第101条の4の2第4項の規定により経由地公安委員会に免許証を返納することを希望するときは経由地公安委員会への免許証の返納の有無欄の「有」を、希望しないときは「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 3 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

経 由 申 請 書												年 月 日		
公安委員会 殿														
ふりがな			氏 名											
生 年 月 日			年 月 日											
経由地公安委員会への免許証の返納の有無														
（この欄から下には記載しないこと。）														
適性検査の結果														
公安委員会														
記録簿公安委員会			特定免許情報の記録等年月日			令和 年 月 日			免許情報記録の有効期間の末日					
免許情報記録の番号														
免許の種類														
第一種免許														
第二種免許														
免許の条件														

別記様式第十八の三（第二十九条の二の二関係）

経 由 申 請 書												年 月 日		
公安委員会 殿														
ふりがな			氏 名											
生 年 月 日			年 月 日											
（この欄から下には記載しないこと。）														
適性検査の結果														
免許証の写し														

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
  - 2 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

別記様式第十八の四（第二十九条の二の二関係）

適性検査結果通知書				
公安委員会 殿		年 月 日		
		公安委員会 印		
下記の者について、道路交通法第101条の2の2第2項の規定により適性検査を実施したので、その結果を通知する。				
ふりがな				
氏名				
生年月日	年 月 日			
（この線から下には記載しないこと。）				
適性検査の結果	視力	左眼	矯正	有・無
		右眼	矯正	有・無
		両眼	矯正	有・無
		その他の科目・特記事項		
免許証の写し				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の四（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	氏名
(注意事項)	
1 各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。	
2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。)	
3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	氏名
(注意事項)	
1 各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。	
2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。)	
3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の五関係）

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 <sup>が取り消される</sup> の効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十八の六（第二十九条の二の五関係）

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 <sup>が取り消される</sup> の効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

**別記様式第十八の六**（第二十九条の二の六関係）

<p style="text-align: center;">臨時高齢者講習通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> <p>道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">臨時高齢者講習を行う理由</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">臨時高齢者講習の場所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>		臨時高齢者講習を行う理由		臨時高齢者講習の場所		備 考	
臨時高齢者講習を行う理由							
臨時高齢者講習の場所							
備 考							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

**別記様式第十八の七**（第二十九条の二の六関係）

<p style="text-align: center;">臨時高齢者講習通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> <p>道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">臨時高齢者講習を行う理由</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">臨時高齢者講習の場所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>		臨時高齢者講習を行う理由		臨時高齢者講習の場所		備 考	
臨時高齢者講習を行う理由							
臨時高齢者講習の場所							
備 考							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十九 (第二十九条の四関係)

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公 安 委 員 会 印	
道路交通法第103条第3項 道路交通法第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項の規 道路交通法第104条の2の3第8項において準用する第103条第3項	
定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九 (第二十九条の四関係)

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公 安 委 員 会 印	
道路交通法第103条第3項 道路交通法第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項の規 道路交通法第104条の2の3第8項において準用する第103条第3項	
定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の二（第三十条、第三十七条の五関係）

停止処分通知書  
仮禁止

下記の理由により、あなたの免許の効力  
自動車等の運転を 年 月 日か  
ら 年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日  
警察署長 印

住 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許 運転することがの種類 できる自動車等	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の二（第三十条、第三十七条の五関係）

停止処分通知書  
仮禁止

下記の理由により、あなたの免許の効力  
自動車等の運転を 年 月 日か  
ら 年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日  
警察署長 印

住 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することがの種類 できる自動車等	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮 停 止 通 知 書  
禁 止

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

道路交通法第103条の2第5項  
第107条の5第10項において準用する第103条の2第5項の規

定により、下記の者について仮<sup>停止</sup>通知書を送付する。

住 所 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許 運転することがの種類 できる自動車等	
仮 停 止 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮 停 止 通 知 書  
禁 止

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

道路交通法第103条の2第4項  
第107条の5第10項において準用する第103条の2第4項の規

定により、下記の者について仮<sup>停止</sup>通知書を送付する。

住 所 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することがの種類 できる自動車等	
仮 停 止 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の二 (第三十条の三関係)

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
<p>道路交通法第104条の2の2第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
処分に係る免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第十九の三の二 (第三十条の三関係)

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
<p>道路交通法第104条の2の2第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
処分に係る免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第十九の三の二の二（第三十条の三の二関係）

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第104条の2の4第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	公安委員会記録等
処分に係る免許の種類			
理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の二の二（第三十条の三の二関係）

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第104条の2の4第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
処分に係る免許の種類			
理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の三 (第三十条の四関係)

取 消  
運 転 免 許 處 分 書  
停 止

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、 年 月 日から  
の効力を

年間を免許を受けることができない期間として指定し  
日間停止し ます。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間  
日間を通算して 年 月 日となります。

年 月 日  
公 安 委 員 会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の三 (第三十条の四関係)

取 消  
運 転 免 許 處 分 書  
停 止

下記の理由により、あなたの免許を取り消し、 年 月 日から  
の効力を

年間を免許を受けることができない期間として指定し  
日間停止し ます。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、免許の効力の仮停止の期間  
日間を通算して 年 月 日となります。

年 月 日  
公 安 委 員 会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の四 (第三十条の四関係)

<p>運転免許取消処分書</p> <p>第104条の2の2第1項  <small>道路交通法</small>第104条の2の2第2項 (第4項) の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日                  公 安 委 員 会 印</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号      年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号      年 月 日 公安委員会記録等
再試験に係る免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の四 (第三十条の四関係)

<p>運転免許取消処分書</p> <p>第104条の2の2第1項  <small>道路交通法</small>第104条の2の2第2項 (第4項) の規定により、下記のとおりあなたの免許を取り消します。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日                  公 安 委 員 会 印</p>	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号      年 月 日 公安委員会交付
再試験に係る免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の四の二（第三十条の四関係）

運 転 免 許 取 消 処 分 書	
道路交通法 第104条の2の4第1項(第4項) の規定により、下記 第104条の2の4第2項(第4項) のとおりあなたの免許を取り消します。	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の四の二（第三十条の四関係）

運 転 免 許 取 消 処 分 書	
道路交通法 第104条の2の4第1項(第4項) の規定により、下記 第104条の2の4第2項(第4項) のとおりあなたの免許を取り消します。	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の五（第三十条の五関係）

出 頭 命 令 書				
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。				
命令日時	年	月	日	午後 時 分
出頭日時	年	月	日	午後 時 分
出頭場所				
命令者の所属、階級及び氏名				(印)
氏名	生 年 月 日	年 月 日生( 歳)		職業
	本 籍			
	住 所			
	免許証	第 号		公安委員会交付
	免 許 情 報 記 録	第 号		公安委員会記録等

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

別記様式第十九の三の五（第三十条の五関係）

出 頭 命 令 書				
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。				
命令日時	年	月	日	午後 時 分
出頭日時	年	月	日	午後 時 分
出頭場所				
命令者の所属、階級及び氏名				(印)
氏名	生 年 月 日	年 月 日生( 歳)		職業
	本 籍			
	住 所			
	免許証	第 号		公安委員会交付
	免 許 情 報 記 録	第 号		公安委員会記録等

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

「様式を削る。」

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
- 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証(番号)																
交付日時	年 月 日 午 前 後 時 分															
出頭日時	年 月 日 午 前 後 時 分															
出頭場所																
交付者の所属、階級及び氏名	◎															
氏名	生年月日	年 月 日生(歳)							職業							
	本籍															
住所																
	免許証	第 号 平・令 年 月 日 公安委員会交付														
免許年月日	第一種免許	二・小・原	昭・平・令 年 月 日													
	その他	その他	昭・平・令 年 月 日													
免許の種類	第二種免許	昭・平・令 年 月 日														
	有無	種	大	中	準	普	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の種類	類	型	型	型	通	特	二	自	特	付	引	二	二	二	二	二
免許の条件																
備考	<p>1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。</p> <p>2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。</p> <p>3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。</p>															

別記様式第十九の三の六 (第三十条の六関係)

出 頭 命 令 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

所 属

階 級 氏名 (印)

道路交通法第104条の3第3項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
出頭日時	年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分
出頭場所	

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の七 (第三十条の八関係)

出 頭 命 令 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

所 属

階 級 氏名 (印)

道路交通法第104条の3第4項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
出頭日時	年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分
出頭場所	
免許証保管の有無	有 無

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

- 備考
- 氏名及び生年月日は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
  - 受けたい他の免許の種類欄は、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
  - 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するものを○で囲むこと。ただし、免許証について仮免許に係る免許証のみを有する者は、同欄の「免許証」を○で囲まないものとする。
  - 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、「なし」を、それ以外の場合には免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するものを○で囲むこと。
  - 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、番号利用法及びこれに基づく命令の規定により個人番号カードが効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 特定免許情報の記録の申請又は免許情報記録の書換えの申請を行う場合において、現に受けている免許に係る免許情報記録個人番号カードを紛失したことその他の事情により新たな個人番号カードの交付を受けて当該個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請するときは免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄の「有」を、それ以外の場合は同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
  - 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

別記様式第十九の三七（第三十条の七関係）

運転免許取消申請書 年 月 日

公安委員会 殿

ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日
取消しを申請する免許の種類			
受けたい他の免許の種類			
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	なし ・ 免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
個人番号カードの有効	有効 ・ 失効		
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有 ・ 無		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無		

（この欄から下には記載しないこと。）

現に受けている免許の複写

記録等公安委員会	公安委員会		
特定免許情報の記録等年月日	令和 年 月 日	免許情報記録の有効期間の末日	
免許情報記録の番号	第 号		
免許の種類	第一種免許	第二種免許	その他
年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
種別	大 中 小 原 引 大 中 普 大 特 二	大 中 普 大 特 二	昭 平 和 昭 平 和 昭 平 和
条件	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

別記様式第十九の三八（第三十条の九関係）

運転免許取消申請書 年 月 日

公安委員会 殿

ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日
取消しを申請する免許の種類			
受けたい他の免許の種類			
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無		

（この欄から下には記載しないこと。）

免許証の複写

氏名・生年月日	年 月 日		
本籍・国籍等			
住所			
交付	年 月 日	年 月 日	写真
免許の条件等			

備考

- 氏名及び生年月日は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 捺印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
- 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 免許証の複写には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。
- 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の三の八（第三十条の七関係）

申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の4第2項の規定により、  
年 月 日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日  
公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の三の九（第三十条の九関係）

申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の4第2項の規定により、  
年 月 日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日  
公安委員会 印

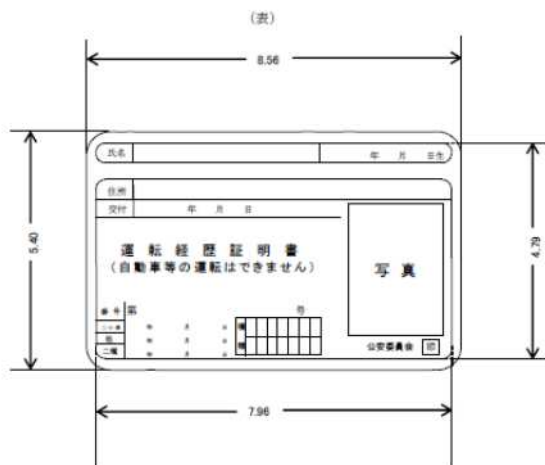
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

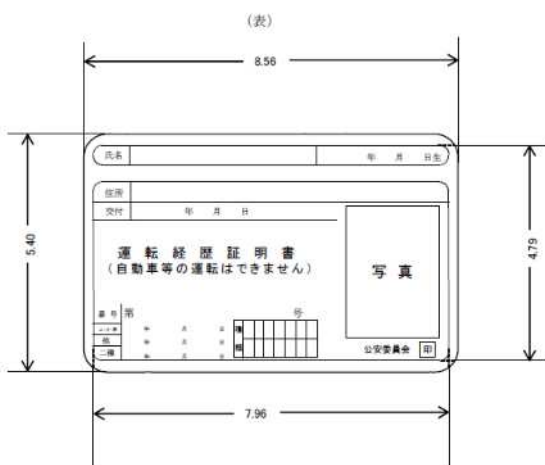
別記様式第十九の三の九 (第三十条の九関係)



別記様式第十九の三の十 (第三十条の十一関係)



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



別記様式第十九の四の二 (第三十一条の四の六関係)

更新証明書	
あなたの申請に基づき、道路交通法第107条の規定により読み替えて適用する同法第101条の4の2第3項の規定により、 年 月 日付けであなたの免許情報記録の有効期間を更新したことを証明します。	
年 月 日	
公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
免許情報記録の 番 号	第 号
免許情報記録の 有効期間の末日	
免 許 の 種 類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

(裏)

設 置 者	法人にあつては、その役員	(ふりがな)	
		氏名	
		住所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
管 理 者	個人	氏名	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏名	

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。  
 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の四の三 (第三十一条の五関係)

(表)

自動車教習所の届出書		年 月 日	
公安委員会 殿			
道路交通法第98条第2項の規定により届出をします。			
届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)			
自動車教習所の名称			
自動車教習所の所在地	〒( ) ( ) 局 番		
設 置 者	個人	(ふりがな)	
		氏名又は名称	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		氏名	
管 理 者	法人にあつては、その役員	(ふりがな)	
		氏名	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		氏名	

(裏)

設 置 者	法人にあつては、その役員	(ふりがな)	
		氏名	
		住所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
管 理 者	個人	氏名	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏名	

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。  
 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十九の四の二 (第三十一条の五関係)

(表)

自動車教習所の届出書		年 月 日	
公安委員会 殿			
道路交通法第98条第2項の規定により届出をします。			
届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)			
自動車教習所の名称			
自動車教習所の所在地	〒( ) ( ) 局 番		
設 置 者	個人	(ふりがな)	
		氏名又は名称	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		氏名	
管 理 者	法人にあつては、その役員	(ふりがな)	
		氏名	
		住所	〒( ) ( ) 局 番
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		氏名	

(表)

国際運転免許証の番号 International Driving Permit Number 発給機関 Issued by 発給地 Issued at 発給年月日 Issued on	第 号 年 月 日 year month day
本邦における住所 Address in Japan	
氏名 生年月日 Date of Birth	(Surname) (First name) (Middle name) 年 月 日 year month day

運転することができる自動車等の種類 Type of Vehicles for which the Permit is valid				
A	B	C	D	E
交付者の所属・階級及び氏名 This Deposit Certificate is Issued by				
交付日時 Issued on		年 月 日	時	@分
出頭場所 You shall appear at				
有効期限(出頭日時) This Deposit Certificate is valid through		年 月 日	時	

- 備考 1. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
2. 運転することができる自動車等の種類欄には、運転することができない自動車等の種類に×印を記載すること。

別記様式第二十二の六の三 (第三十七条の五の二関係)

(表)

<p>NOTICE</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>When you appear on or before the designated date, this Deposit Certificate loses effect as of the time you appear.</li> <li>This Deposit Certificate shall be regarded as your international driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry this Deposit Certificate with you, when you drive a motor vehicle.</li> <li>After the term of validity of this Deposit Certificate has elapsed, you must return it to a police officer.</li> </ol>
<p>保 管 証</p> <p>DRIVER'S PERMIT DEPOSIT CERTIFICATE</p>

「様式を削る。」

(表)

外国運転免許証の番号 Foreign Driving Permit Number	第 号
発 給 機 関 Issued by	
発 給 地 Issued at	
発 給 年 月 日 Issued on	年 月 日 year month day
本 邦 における 住 所 Address in Japan	
氏 名	(Surname)(First name)(Middle name)
生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 year month day
運転することができる自動車等の種類 Type of Vehicles for which the Permit is valid	
交付者の所属・階級及び氏名 This Deposit Certificate is Issued by	
交 付 日 時 Issued on	年 月 日 時 分 year month day hours
出 頭 場 所 You shall appear at	
有 効 期 限 (出頭日時) This Deposit Certificate is valid through	年 月 日 時 year month day hours

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の四(第三十七条の五の一関係)

(表)

11
NOTICE
<ol style="list-style-type: none"> <li>When you appear on or before the designated date, this Deposit Certificate loses effect as of the time you appear.</li> <li>This Deposit Certificate shall be regarded as your foreign driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry this Deposit Certificate with you, when you drive a motor vehicle.</li> <li>After the term of validity of this Deposit Certificate has elapsed, you must return it to a police officer.</li> </ol>
保 管 証 DRIVER'S PERMIT DEPOSIT CERTIFICATE

別記様式第二十二の六の三 (第三十七条の五の二関係)

出 頭 命 令 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

所 属

階 級 氏 名 (印)

道路交通法第107条の5第11項において準用する同法第104条の3第3項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
出 頭 日 時	年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分
出 頭 場 所	

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の五 (第三十七条の五の二関係)

出 頭 命 令 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

所 属

階 級 氏 名 (印)

道路交通法第107条の5第11項において準用する同法第104条の3第4項の規定により、下記のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
出 頭 日 時	年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分
出 頭 場 所	
免許証保管の有無	有 無

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

- 備考 1 国外運転免許証の申請区分欄には、別記様式第二十二の七の表紙2ページの裏の表の区分に従い、A、B、C、D又はEを記載する。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードのみを有する場合は、本籍、住所、氏名及び生年月日）に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許種別番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、又はその者が現に受けている免許に係る免許証の表紙及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の八（第三十七条の九関係）

国外運転免許証交付申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
国外運転免許証の申請区分			
出生地			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日
免許証の記載事項の変更の有無	有	・	無

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

現 に 受 け て い る 免 許	記録等公安委員会	公安委員会																					
	特定免許情報の記録等年月日	令和	年	月	日	免許情報記録の有効期間の末日																	
	免許情報記録の番号	第 号																					
	免許の種類	第一種免許	第二種免許	年 月 日								昭和	平成	令和									
	年月日	大	中	準	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	特	引	二	二	平	成	和		
		型	型	型	通	特	二	特	付	引	二	二	昭	平	成	和	平	成	和	大	特	引	二
		第一種免許	その他	年 月 日								昭和	平成	令和									
		第二種免許	年 月 日								昭和	平成	令和										
		免許の条件																					

別記様式第二十二の八（第三十七条の九関係）

国外運転免許証交付申請書		年 月 日	
公安委員会 殿			
国外運転免許証の申請区分			
出生地			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日
免許証の記載事項の変更の有無	有	・	無

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

免 許 証 の 写 し											
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 備考 1 国外運転免許証の申請区分欄には、別記様式第二十二の七の表紙2ページの裏の表の区分に従い、A、B、C、D又はEを記載する。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表紙及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

出 頭 命 令 書						
命 令 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分					
命令者の所属、 階級及び氏名	(印)					
氏名	生年月日	年 月 日	生(歳)	職 業	出 頭	
	本 籍				日 時	場 所
	住 所					
	免許証・ 免許権限記録	第 号				
		令和 年 月 日 公安委員会交付等				
道路交通法第109条の規定により上記のとおり出頭を命じます。						

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

免 許 証 保 管 証 (番号)															
交 付 日 時	令和 年 月 日 午 前 後 時 分														
交付者の所属、 階級及び氏名	(印)														
氏名	生年月日	年 月 日	生(歳)	職 業	出 頭										
	本 籍				日 時	場 所									
	住 所														
	免 許 証	第 号													
		平・令 年 月 日 公安委員会交付													
有 効 期 限 令和 年 月 日															
免 許 年 月 日	第一種免許	二・小・原	昭・平・令 年 月 日							備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。					
		その他	昭・平・令 年 月 日												
第二種免許	昭・平・令 年 月 日														
免 許 の 種 類	有無	種 類	大	中	準	普	大	普	小	原	大	中	普	大	特
		類	型	型	型	通	特	二	二	特	引	二	二	二	二
免 許 の 条 件															

備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。  
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

「様式を削る。」

(表)

有効期間 This Deposit Certificate is valid through	年 月 日 year month day
国際運転免許証の番号 International Driving Permit Number	第 号
発給機関 Issued by	
発給地 Issued at	
発給年月日 Issued on	年 月 日 year month day
本邦における住所 Address in Japan	
氏名	(Surname) (First name) (Middle name)
生年月日 Date of Birth	年 月 日 year month day

別記様式第二十四 (第一十八条の六関係)

(表)

NOTICE	
<p>1. This Deposit Certificate shall be regarded as your international driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry it with you, when you drive a motor vehicle.</p> <p>2. Your original international driving permit shall be returned to you in exchange for this Deposit Certificate when you appear at the time and place designated.</p> <p>3. After the designated date has elapsed, you may request at any time for the return of your international driving permit.</p>	
<p>保 管 証</p> <p>DRIVER'S PERMIT</p> <p>DEPOSIT CERTIFICATE</p>	

運転することができる自動車等の種類 'Type of Vehicles for which the Permit is valid				
A	B	C	D	E
交付者の所属・階級及び氏名 This Deposit Certificate is Issued by				
交付日時 Issued on		年 月 日	時	分
出頭場所 You shall appear at		日 時		
		年 月 日	時	

備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
2 運転することができる自動車等の種類欄には、運転することができる自動車等の種類に×印を記載すること。

「様式を削る。」

(裏)

有効期間 This Deposit Certificate is valid through	年 月 日 year month day
外国運転免許証の番号 Foreign Driving Permit Number 発給機関 Issued by	第 号
発給地 Issued at 発給年月日 Issued on	年 月 日 year month day
本邦における住所 Address in Japan	
氏名 生年月日 Date of Birth	(Surname) (First name) (Middle name) 年 月 日 year month day
運転することができる自動車等の種類 Type of Vehicles for which the Permit is valid	
交付者の所属・階級及び 氏名 This Deposit Certificate is Issued by	Ⓢ
交付日時 Issued on	年 月 日 時 分 year month day hours
出頭場所 You shall appear at 日時 on	年 月 日 時 year month day hours.

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十四の二 (第三十八条の六関係)

(表)

11
N O T I C E
<p>1. This Deposit Certificate shall be regarded as your foreign driving permit during its term of validity while you are in Japan. You are required to carry it with you, when you drive a motor vehicle.</p> <p>2. Your original foreign driving permit shall be returned to you in exchange for this Deposit Certificate when you appear at the time and place designated.</p> <p>3. After the designated date has elapsed, you may request at any time for the return of your foreign driving permit.</p>
保 管 証 DRIVER'S PERMIT DEPOSIT CERTIFICATE

型記様式第二十四 (第三十八条の八関係)

特定交通情報提供事業届出書 (新規・変更) <span style="float: right;">年 月 日</span>	
国家公安委員会 殿	
届出者	
道路交通法第109条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
届出者	〒 _____ ( ) 局 番
事業の開始年月日	年 月 日
交通情報を提供する道路	
交通情報の収集の方法	
予測の方法	
交通情報の提供の方法	
提供する交通情報の種類及び内容	道路における交通の混雑の状態を予測するもの 目的地に到達するまでに要する時間
第三者提供の概要	

- 備考 1 届出者の欄には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 第三者提供の概要の欄には、提供先が届出者により提供された交通情報を用いて交通情報を提供する事業を行う場合に、当該提供先の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報を提供する道路、交通情報の提供の方法並びに提供する交通情報の種類及び内容を記載すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 届出した事項を変更するときは、変更があつた事項に關してのみ記載すること。
- 5 不要の文字は、横線で消すこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

型記様式第二十四の二 (第三十八条の八関係)

特定交通情報提供事業届出書 (新規・変更) <span style="float: right;">年 月 日</span>	
国家公安委員会 殿	
届出者	
道路交通法第109条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
届出者	〒 _____ ( ) 局 番
事業の開始年月日	年 月 日
交通情報を提供する道路	
交通情報の収集の方法	
予測の方法	
交通情報の提供の方法	
提供する交通情報の種類及び内容	道路における交通の混雑の状態を予測するもの 目的地に到達するまでに要する時間
第三者提供の概要	

- 備考 1 届出者の欄には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 第三者提供の概要の欄には、提供先が届出者により提供された交通情報を用いて交通情報を提供する事業を行う場合に、当該提供先の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報を提供する道路、交通情報の提供の方法並びに提供する交通情報の種類及び内容を記載すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 届出した事項を変更するときは、変更があつた事項に關してのみ記載すること。
- 5 不要の文字は、横線で消すこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明
仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所
出頭場所

別記様式第二十五 (第四十条関係)

交通反則告知書 (番号)

告知日時		令和 年 月 日 午前 時 分	
告知者の所属、電話番号及び氏名			
① 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)	性別
	本籍	出頭場所	
	住所	日 時	
	免許証・第 号	月	
免許情報	令和 年 月 日		公安委員会交付制
保護者又は親類氏名	住所	電	日 時
反則事項	氏名	(歳)	性別
反則事項・罰金	登録(車両)番号	号	時
③ 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 頃		
④ 少男・女	性別		
⑤ 反則事項・罰金	事項		
⑥ 車両等の種類 (①印のもの)	反則行為の種類	⑦ 反則金額有無	
大型車 普通車 二輪車		円	
50cc以下(軽) 原付車 軽自動車			
連絡先電話番号は除く規定により上記のとおり告知します。			

※ 「印」の付いたものは、郵送で送付可能な場合があります。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明
仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所
出頭場所

別記様式第二十五 (第四十条関係)

交通反則告知書 (番号)

告知日時		令和 年 月 日 午前 時 分	
告知者の所属、電話番号及び氏名			
① 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)	性別
	本籍	出頭場所	
	住所	日 時	
	免許証・第 号	月	
免許情報	令和 年 月 日		公安委員会交付制
保護者又は親類氏名	住所	電	日 時
反則事項	氏名	(歳)	性別
反則事項・罰金	登録(車両)番号	号	時
③ 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 頃		
④ 少男・女	性別		
⑤ 反則事項・罰金	事項		
⑥ 車両等の種類 (①印のもの)	反則行為の種類	⑦ 反則金額有無	
大型車 普通車 二輪車		円	
50cc以下(軽) 原付車 軽自動車			
連絡先電話番号は除く規定により上記のとおり告知します。			

※ 「印」の付いたものは、郵送で送付可能な場合があります。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第二十六（第四十一系関係）

交通反則通告書(告知書番号)			
告知年月日	令和 年 月 日		
告知者の所属、職名等及び氏名			
① 反則者氏名	生年月日	年 月 日生(歳) 欄	
	本 籍		
	住 所		
	免許証・免許種別	令和 年 月 日 公安委員会交付等	
	役 職 者 氏 名	電	
	勤務先	( 歳 ) 欄	欄
	② 反則車両	登録(車両)番号 号	
③ 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 秒		
少 男・女	欄	反則種別	
④ 反則事項・罰金			
⑤ 反則行為の種類	車両等の種類 (③印のもの)		反則行為の種類
	大型車	普通車	
⑥ 納付金額	原付車		⑦ 反 則 金 額
	重機牽引車		
⑧ 納付期日	令和 年 月 日		
⑨ 通告年月日	令和 年 月 日		
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。			
			警察本部長 (警視總監) (方面本部長)

備考 掲載の大きさは、縦22センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十六（第四十一系関係）

交通反則通告書(告知書番号)			
告知年月日	令和 年 月 日		
告知者の所属、職名等及び氏名			
① 反則者氏名	生年月日	年 月 日生(歳) 欄	
	本 籍		
	住 所		
	免許証・免許種別	令和 年 月 日 公安委員会交付等	
	役 職 者 氏 名	電	
	勤務先	( 歳 ) 欄	欄
	② 反則車両	登録(車両)番号 号	
③ 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 秒		
少 男・女	欄	反則種別	
④ 反則事項・罰金			
⑤ 反則行為の種類	車両等の種類 (③印のもの)		反則行為の種類
	大型車	普通車	
⑥ 納付金額	原付車		⑦ 反 則 金 額
	重機牽引車		
⑧ 納付期日	令和 年 月 日		
⑨ 通告年月日	令和 年 月 日		
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。			
			警察本部長 (警視總監) (方面本部長)

備考 掲載の大きさは、縦22センチメートル、横12センチメートルとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第三条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第二条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第三条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。